区分番号Ａ301－２に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	2,750点
	（15日以上21日以内の期間）	3,008点
区分番号Ａ301－３に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	3,950点
区分番号Ａ302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料	
	新生児特定集中治療室管理料１	
	（14日以内の期間）	8,250点
	（15日以上30日以内の期間）	8,508点
	（31日以上90日以内の期間）	8,700点
	新生児特定集中治療室管理料２	
	（14日以内の期間）	4,250点
	（15日以上30日以内の期間）	4,508点
	（31日以上90日以内の期間）	4,700点
区分番号Ａ303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料	
	母体・胎児集中治療室管理料	
	（14日以内の期間）	5,250点
	新生児集中治療室管理料	
	（14日以内の期間）	8,250点
	（15日以上30日以内の期間）	8,508点
	（31日以上90日以内の期間）	8,700点
区分番号Ａ303－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料	
	（14日以内の期間）	3,650点
	（15日以上30日以内の期間）	3,908点
	（31日以上120日以内の期間）	4,100点
区分番号Ａ305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料	
	（７日以内の期間）	7,140点
	（８日以上14日以内の期間）	5,940点
区分番号Ａ307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料	
	小児入院医療管理料１	
	（14日以内の期間）	2,750点
	（15日以上30日以内の期間）	3,008点
	（31日以上の期間）	3,200点
	小児入院医療管理料２	
	（14日以内の期間）	2,250点
	（15日以上30日以内の期間）	2,508点
	（31日以上の期間）	2,700点
	小児入院医療管理料３	
	（14日以内の期間）	1,850点
	（15日以上30日以内の期間）	2,108点
	（31日以上の期間）	2,300点
	小児入院医療管理料４	
	（14日以内の期間）	1,250点
	（15日以上30日以内の期間）	1,508点
	（31日以上の期間）	1,700点
	小児入院医療管理料５	
	（14日以内の期間）	350点
	（15日以上30日以内の期間）	608点
	（31日以上の期間）	800点
	注　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、100点を加算する。	

７　11の診断群分類点数表に掲げる入院日（日）のⅢの欄に掲げる日数を超えた入院期間における療養に要する費用の額の算定については、１から６まで及び８から10までの規定にかかわらず、第２項の規定の例による。

８　退院の日又は一般病棟以外の病棟への転棟等の前日（以下「退院の日等」という。）における療養に適用する診断群分類区分と退院の日等の前日までにおける療養に適用した診断群分類区分とが異なる場合には、退院の日等の属する月の前月までに療養に要する費用の額として算定した額と同月までの療養について退院の日等における療養に適用する診断群分類区分により算定した額との差額を、退院の日等の属する月の分の費用の額を算定する際の点数において調整する。

９　この表により算定する費用の額は、１点の単価を10円として、それぞれこの表により算定した点数に乗じて得た額とする。

10　この表により病院が保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第７条第２項に規定する保険者をいう。）又は後期高齢者医療広域連合（同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）ごとに請求すべき療養に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

11　診断群分類点数表は、次のとおりとし、同表に掲げる傷病名、手術、処置等及び副傷病名については、別に厚生労働大臣の定めるところによる。